平成２４年（フ）第１１２号
奈良県大和高田市南陽町６番20号
債務者　板東　和美
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２４年（フ）第６４号
岡山県倉敷市加須山289番地２　グランヴィア加須山Ａ棟201号
債務者　井芹　光利
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第５１号
熊本県天草市河浦町白木河内1197番地
債務者　宇土　清美（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月28日まで
5　免責審尋期日　平成24年６月28日午後１時30分
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１３９号
川崎市高津区新作３丁目16番７―302号　石井ビル
債務者　坂本　暉子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
川崎市高津区久末2150番地　市営住宅３―303
債務者　木村　憲夫
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
川崎市高津区久末2150番地　市営住宅３―303
債務者　木村　敏乃
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７３号
川崎市川崎区元木２丁目２番８号　第２元木荘102
債務者　荒川　嘉伴
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１７８号
川崎市宮前区平１丁目５番14号　アーバン向ヶ丘Ｂ201
債務者　渡部由香子（旧姓古瀬）
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１８５号
川崎市中原区下小田中４丁目９番３号
債務者　平井　　学
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月３日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第３４７号
東京都八王子市東中野８番地２ＭＧ聖蹟桜ケ丘西406号
債務者　白石佐知子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３４８号
東京都足立区西新井本町２丁目５番８号マンションＭＡＲＯ306
債務者　白石　和男
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３８８号
東京都八王子市緑町202番地４コーポヨコヤマ203号
債務者　三浦多恵子
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月４日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月４日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第４５６号
東京都町田市玉川学園７丁目26番７号チェリーヒルズ二番館201
債務者　川又　宏和
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２３２号
神奈川県藤沢市高谷５番５号　湘南ハイランド102
債務者　武野　敦彦
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４９号
横浜市中区松影町３丁目10番地５　第三浜松荘102号室
債務者　石黒　幸雄
1　決定年月日時　平成24年５月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月５日まで
5　免責審尋期日　平成24年７月６日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部